総合科学技術会議 第38回知的財産戦略専門調査会

議事録

1. 日 時: 平成20年2月22日(金)15:00~17:00

2..場 所: 中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室(4階)

3. 出席者:

【委員】 相澤益男会長、秋元浩委員、荒井寿光委員、岡田依里委員

小寺山亘委員、澤井敬史委員、竹岡八重子委員、西山徹委員

野間口有委員、本田圭子委員、松見芳男委員、三原秀子委員

森下竜一委員、山本平一委員、横山浩委員、渡部俊也委員

【文部科学省】 田口 康 研究振興局 研究環境・産業連携課長

【農林水産省】 重倉光彦 研究開発企画官

【経済産業省】 菱沼義久 産業技術環境局 産業技術政策課成果普及·連携推進室 室長

和泉 章 "情報電子標準化推進室 室長

【特 許 庁】 阿部利英 総務部 企画調査課 課長

【内閣官房】 高山芳之 知的財産戦略推進事務局 参事官

【事務局】 保倉行雄 内閣府参事官

4.配布資料

資料1 意見の整理

資料2 三原委員提出意見

資料3 渡部委員提出意見

資料4 「イノベーション創出のための知的財産施策の推進」 経済産業省提出資料

資料5 「知財政策と研究開発政策の連携ー「知財の目」で研究開発をみるー」

特許庁提出資料

資料6 「日本と海外の双方がウィンウィンの関係になる知財の移転-環境技術分野-」

野間口委員提出資料

資料7 秋元委員提出資料

資料8 「我が国の国際標準化活動について」 経済産業省提出資料

資料9 「文部科学省における産学官連携・知的財産関連施策について」

文部科学省提出資料

資料10 「米国の産学官連携」 松見委員提出資料

5. 議事内容

【相澤会長】まだお見えになっておられない委員もございますが、定刻になりましたので、ただいまから 第38回の知的財産戦略専門調査会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、井上委員、薬師寺議員、奥村議員、本庶議員、石倉議員、金澤議員、郷議員、榊原議員がご 欠席という連絡が入っております。

それでは初めに、資料の確認を事務局からお願いいたします。

【事務局】では、資料の確認を私のほうからさせていただきます。

資料 1 が意見の整理というタイトルを書いております紙でございます。資料 2 が、三原委員提出意見。 資料 3 が、渡部委員提出意見。それから、資料 4 が経済産業省提出の、「イノベーション創出のための 知的財産施策の推進」。それから、資料 5 が特許庁の、「知財政策と研究開発政策の連携」というもので す。それから、資料 6 が野間口委員提出の「日本と海外の双方がウィンウィンの関係になる知財の移転 一環境技術分野一」。それから、資料 7 が秋元委員提出資料でございます。資料 8 が経済産業省提出 の、「我が国の国際標準化活動について」。それから、資料 9 が文部科学省提出の、「文部科学省にお ける産学官連携・知的財産関連施策について」。それから、資料 10 が松見委員提出の、「米国の産学官 連携について」でございます。もし過不足がございましたら事務局にお申しつけいただければと思います。 以上です。

【相澤会長】ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。前回の会合でいろいろと委員の皆様からご意見いただきました。さらに三原委員、渡部委員のお二人からは会合の後で追加の意見もいただきました。この意見につきましては文書でいただいておりますので、資料2と3として配布させていただいております。詳細についてはごらんいただきたいと思います。

各委員からいただいた意見をまとめまして、観点別に整理いたしましたのが資料 1 でございます。そこで、本日はこの整理された意見についての議論を行っていただきたいと思います。

また、本日は議論をより深めるために、各観点に関連しますプレゼンテーションもあらかじめ各府省、それから専門委員の方々にお願いしております。

それでは、早速ですが、全体にわたる内容についてのプレゼンテーションを経済産業省、それから特許 庁から説明をお願いしたいと存じます。順序としては経済産業省からお願いします。

【経済産業省】経済産業省でございます。資料は資料 4 ということでご覧いただきたいと思います。まず、1 ページ目をお開きください。イノベーション創出のための新たな方向と示しております。一昨年、わがほうではイノベーション・スーパーハイウェイ構想ということで右の高速道路の絵がございますけれども、研究開発と市場を双方向で流れをつくっていこうということで、イノベーション創出のためのポイントを示した構

想を提唱しております。今後はこの実現に向けてイノベーションの種を生み出して、育て、広めるといったようなプロセスを進めていこうというように考えているところであります。

そのためには、オープンイノベーション、選択と集中の流れに沿った研究開発の環境整備ということが 求められているというふうに位置づけております。

次のページをごらんください。2 ページ目になりますが、「知の創造」を主眼とした知的財産施策の一層の推進と示しておりますが、イノベーション創出を加速するためには、今申しましたとおり、イノベーションプロセスの円滑化ということで、生み出す、育てる、広めるといったことを進めていく必要があります。絵といたしましてはリニアモデルに見えますけれども、そうではなくて社会のニーズ、さらにはニーズの先にあるような社会の今後望ましい姿ということを見ながら新しい研究開発を進めていこうということを念頭に置いてイノベーションを進めていこうと考えております。

そういった中で、今後検討しなければならない項目というようなことを右のほうに 3 つほど示させていただきました。1 つ目は、国際競争力の強化ということ。2 点目といたしましては、iPS細胞といったようなことで先端技術分野における戦略的な一層の推進といったようなこと。3 番目は地域の研究機関、さらには産学の連携の強化といったようなことでイノベーションを進めていこうというようなことを大きな柱として今検討している最中でございます。

では、その検討の項目、具体的にどのように進めていくのかということでございますけれども、それは 3 ページ目ということで、今後の検討の視点というようなことでございます。本日は具体的な中身等についてご説明できれば一番いいんでしょうけれども、まだまだ今検討中でございまして、この大きな 3 つの柱に基づきまして、今後の検討の視点だけをご紹介させていただきたいと思います。

1.ということで、国際競争力の強化。まずこれはオープンイノベーションの推進というようなことで、1)につきましては、内部リソースの選択と集中、外部リソースの活用により、このオープンイノベーションを進めるための環境整備が必要であるということです。そのためには 2)に書いてありますが、積極的に外部資源を活用したようなやり方ができないかということを検討すべきです。さらにオープンイノベーションをするに当たって、技術流出の形態というのが様々あるのではないか。そこの形態の技術流出の課題を整理いたしまして、適正な管理のあり方を検討すべきであろうと考えております。

さらに 2 番目でありますが、研究開発型独法でございます。これは産総研では今自分たちが保有している知財をグループ化して、戦略的に知財を活用できるような仕組みをつくっておりますけれども、これをさらに範囲を広げてグループ化をしていこうじゃないかということです。

さらに、今回産総研では不実施補償を求めない制度というのを導入いたしました。これをさらに周知徹 底いたしまして、共同研究を進めていきます。

さらに、独法発ベンチャーの促進というようなことを示しております。

次のページをごらんいただきたいと思いますが。中小企業、ベンチャーということでございまして、この企

業の果たす役割というのがイノベーションのために非常に重要であるということでございますので、中小企業の技術力の適正な評価というようなことをどのようにするのかといったことを検討してまいりたいと考えています。

さらには 2)に書いてありますが、中小・ベンチャーの研究成果というのを公的研究機関により評価・実証をしまして、それを早く公的調達という形で市場のほうに導入していこうというようなことが必要ではないかというふうに考えております。

4番目でありますが、国際標準化の推進ということで、「国際標準化アクションプラン」、さらには標準化に関する人材育成ということから、能力検定制度の創設といったようなことも考えていきたいというふうに考えております。

次のページでございますけれども、これは先端技術分野ということでありまして、技術戦略マップのさらなる改定というようなこと。さらには技術戦略マップをつくって公的調達に進めていくわけですけれども、そのときの課題というのを整理していく必要があると考えております。

3番目、4番目につきましては、先端分野ということでiPS細胞のための研究、さらには最近環境の中でも水資源の関係が非常に大きな問題になってきておりますので、この水資源の関心の高まりに備えた研究開発を進めていこうというふうに考えております。

5 番目でありますけれども、これについても戦略的な形で先端分野ということで、エコイノベーションということを私ども打ち出しておりますので、これについての研究開発を進めていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、6ページ目でございますけれども、地域の研究機関、産学の連携機関の強化という ことで、まさに地域発のイノベーション創出するための環境整備ということで、地域の資源の総力を結集し た環境整備をしていかなければいけないだろうというふうに考えております。

さらには、社会実証の推進によってイノベーションの加速がはかられるような、実証ということを進めてい かなきゃいけないと考えております。

次に、イノベーションを担う人材力の強化ということで、2番目でありますけれども、具体的にいえば、産 学の中でミスマッチがまだまだありますので、その解消とか、海外にいる世界に通用する研究者の共同研 究の連携を進めていくようなことが必要であると考えております。。

まず、今現在ではこういった視点を考えながら、今いろいろと新しい政策を検討しているということでございまして、簡単ではございますけれども、最近の検討状況等をご説明させていただきました。以上でございます。

【相澤会長】どうもありがとうございました。

次に、特許庁からご説明をお願いいたします。

【阿部課長】 特許庁の企画調査課長をしております阿部でございます。よろしくお願いいたします。 資料

5に沿いましてご説明させていただきます。

めくっていただきまして、題として「知財政策と研究開発政策の連携」、副題として、「知財の目」で研究 開発をみる、こういった言葉を使わせていただいております。

1.ですが、研究開発を進めていく際に、知財政策との連携を深めていくということが必要ではないか、ということが問題意識です。今iPS細胞研究の例のように、研究開発の過程で、論文と知財というものがこれからどんどん出てくるということでございまして、そういった中で両方の競争に勝つ必要があり、そのためには、知財施策と研究開発施策を一緒に連携しながら進めていくことが必要と考えています。

2.ですが、研究開発の入口部分を考えますと、例えば研究開発のプロジェクトを立案していく段階におきましても、いわゆる「知財の目」といいますか知財の観点をより深めて、強めていくということが必要ではないかと考えています。また、研究資金の配分の際にも、例えば知財の戦略やポートフォリオを描きながら考えることが必要と思っております。

3番目でございます、知財ポートフォリオと研究開発の促進でして、例えばコアの部分のみならず、周辺部分も特許として押さえて、戦略的なポートフォリオを構築していくことが必要ですし、また、個々の特許の権利化を目指すだけではなく、例えば出願段階とか審査段階、それから権利後にどのような活用をしていくのかということを描きながら権利範囲を決定していくことが重要と考えます。

それから、既存の組織を越えたいろいろな連携ということで、いわゆるパテントプールとかコンソーシアム、こういったような試みも必要でしょう。例えばライセンスポリシーといった観点におきましても、リサーチツールでしたらそれに即した合理的なライセンスが必要でしょう。そうでない、いわゆる事業につながる可能性が高いものについては、戦略的なポートフォリオを構築した上で利益を上げることを念頭においたライセンス戦略をとるということが必要ではないかと考えています。

これにつきましては、特許庁の中で、イノベーションと知財施策に関する研究会を設置して今検討しているところでございます。

3 ページを開けていただきます。研究開発の入口部分の絵を書いているものでございます。例えば研究プロジェクトにおいて知財ポートフォリオを構築するために、いわゆる「知財の目」の絵を書いておりますが、仮に知財プロデューサーと名前をつけておりますけれども、こういった人材の投入が必要ではないか。例えば研究開発資金の中で知財経費について、なるべく多く出せるような形で工夫をしていくといった観点が必要と思っています。

4 ページ目でございます。研究開発の出口部分を書いてございます。この部分では、例えば論文情報と特許情報をシームレスに検索できるような環境が必要ですし、研究ノートといいますか、技術文書管理も必要になってくるでしょう。それから、研究開発全般を「知財の目」で見ることができるような人材の育成も必要ではないか、技術移転機関等も、もっと創造段階からうまく絡んで「知財の目」で見る機能を強化していくということも期待されているのではないかと思っております。

それから、5 ページ目から 15 ページ目ですが、これは一昨日開催されたiPS細胞研究のワーキンググループでご紹介させていただいた資料です。先ほどの研究開発施策と知財施策の連携のさわり部分もご紹介させていただいております。飛んでいただきまして 9 ページです。特にiPS細胞研究に対する特許庁の支援で、ここに書かれている 3 点について、1 番目が技術動向の調査の公表、2 番目は審査基準に関するセミナー、3 番目は特許情報の活用をご紹介させていただきました。詳細につきましては後ほどお読みいただければと思います。

それから、前回の知財専門調査会でご指摘いただいた中で、特許情報、IPDLがありましたので、17 ページで現状につきまして簡単にご紹介をさせていただきます。特許電子図書館(IPDL)でございますけれども、平成11年からスタートしておりまして、右のほうに書いてございますが、合計約6,100万件のデータがございます。機能・サービスの向上も順次行っているわけでございますけれども、昨年は例えばIPC検索とFターム検索の統合を行いましたし、今年度末、3月末ですけれども、特許公報の全文テキストといいますか、これまでは要約、請求項部分のテキスト検索だったんですけれども、それを公報全文にひろげてリリースする予定でございます。

それから、次のページは現在のサービスメニューについてご紹介をしてございます。前回、委員からの ご指摘の中に、例えば中国、韓国の情報も入れて欲しいとの話がございましたが、これにつきましては、 今中国、韓国ともに特許情報のデータの入手について交渉をしている最中でございます。あわせて、自 動翻訳も今後研究していかなければならないのではないかと考えております。

それから、IPDLの一層の普及を、というご指摘もございました。19ページをご覧いただきますと、現在 私どもで各県に特許情報の活用を支援するアドバイザーを、総計 54 名ですが、派遣させていただいて おりまして、広く中小企業、大学への普及に努めておりますので、これも引き続き行ってまいりたいと考え ています。

あと、20 ページと 21 ページは、論文情報と特許情報の統合検索システムについて、昨年の3月からリリースさせていただいているものですが、これにつきましても引き続き実施してまいりたいと考えています。 以上でございます。

【相澤会長】どうもありがとうございました。

それでは、資料1に戻りまして、論点別にこれから議論を進めたいと思います。

まず初めに、1.のグローバル化でございます。それでは、この最初の部分について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】まず、グローバル化のところについて説明いたします。 黒字で書いてある部分が前回皆様からいただいた意見の部分でございます。 青字がその後各府省からそれに関する状況の情報提供をいただいたものを記載してございます。 項目の中のポイントだけをちょっとかいつまんでご紹介させていただきます。

まず、1.のグローバル化の(1)で国際競争力強化というところに関しましては、山本委員のほうから、国際的産学連携は非常に重要であること。具体的には海外企業との共同・受託研究・知財ライセンス契約等が有効。それから、顧客開拓には戦略的な国際会議発表が最も有効であるが、さらに海外企業を集めたセミナー、シンポジウム、ワークショップ、海外アドバイザーの強化も必要という意見をいただいています。

それから、一番下になりますけれども、竹岡委員のほうから、技術流出防止の観点に留意しながら、優秀な外国人留学生・研究者の受け入れを積極的に進め、日本の大学・公的研究機関を世界の知の拠点にすべきであるという意見をいただいています。

1 ページめくっていただきまして、技術流出の防止、以下も関係しますけれども、荒井委員、松見委員のほうからもご指摘いただいております。

それからあと、荒井委員のほうからは、発展途上国との共同研究を進めるため、彼らの立場を考慮した 知財制度が必要というふうな意見もいただいております。

あと、小寺山委員のほうからは、教育と守秘義務を望む企業、産学官連携の中で生じる守秘義務についてもご指摘をいただいております。

それから渡部委員のほうからは、技術流出の可能性に対する指摘、あるいは重要技術の管理の問題等 の高度なガバナンスについて各大学に任せるということだけでいいのかどうかという問題提起もいただい ております。

これらに関しまして、経済産業省のほうからは、大学研究機関向けに「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」、こういうのをつくりましたという情報をいただいております。

(3)の国際的に通用する人材育成なんですが、荒井委員のほうから、先端技術に強く国際性のある知財人材の重要性が高まっていると、ポスドクを活用すべきという意見。

それから、環境関連技術に関しましては、西山委員のほうから、地球環境科学は地球規模で継続的に研究開発を行うべき課題であり、日本の技術水準が高い分野であるので、優れた新技術、外国特許取得等国家イニシアティブのもと、さらに推進すべきという意見をいただいております。

それから、(5)は海外での特許取得強化推進ということで、森下委員のほうから、ベンチャー企業に対して国際特許出願の際、必要な補助金をお願いしたいと。

それから、オープンイノベーションに関しましては、岡田委員のほうから、更なる議論が望まれるということをいただいております。

それから、その他に関しましては、野間口委員のほうから、この後ご説明あると思いますけれども、先進国と発展途上国の間でハーモナイゼーションをしながらウィン・ウィンの関係ができるような形にどうしたらもっていけるかを検討すべきという意見をいただいております。

グローバル化に関しては以上でございます。

【相澤会長】ありがとうございました。

それでは、今回の専門調査会における重要な課題の1つであります、環境エネルギー技術関連に関して、野間口委員にプレゼンテーションをお願いしてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【野間口委員】 プレゼンテーションというほどでもないのでありますけれども、知財問題をグローバルに展開しようとしますとどうしても南北問題等に当たる面がございます。 特に日本がリードしている、しかも日本だけでやっても効果が薄いと思われるような環境技術等の分野では、南北問題等の課題も乗り越えた形で展開していくことを考えていかなければならないのではないかということで、この資料6にまとめてみました。

何々すべきというふうに書いておりますが、これはだれに向かって言っているのかと思われるかと思いますが、産業界自身もしっかりそういうことを考えて自分の仕事の進め方の上での基本的なスタンスにしなければならないというのとともに、業界横断的あるいは国としてこういうことを考えるべきじゃないかということであります。

1番は企業の基本的な立場ということで、広めるに当たってはそのライセンシングといいますか、開発意欲が持続する形で、しっかりと正統なルールに従ってやっていくべきだろうということを書いているわけであります。

裏側ですが、簡単にいたしますけれども、環境技術でありますから、広く使ってもらいたいということで、オープンにしたいということが出てまいりますけれども、標準化をやるとか、あるいはどういった領域で独自技術としてキープするかとかその辺の経営戦略、事業戦略、あるいは国としての産業戦略をよく考えながら議論して展開していく必要があるのではないかというふうなことを考えてもらうためにこの 2 項をつくりました。

2 項の 3)のところに標準化戦略との関わりも考慮したパテントプールなどと書いておりますけれども、O DAなどで協力援助する場合も標準化戦略などとよく絡めてやる必要があるのではないかと思います。単に支援するというだけでは一方的な好意的援助に終わってしまう、世界戦略を目指したやり方が必要なのではないかということであります。

それから、最後に成功事例の検証とありますが、これはいろいろな分野で事例集等が出ておりますけれども、例えば特許庁さんの戦略的知財管理事例集など、あれは大変いいものではないか思いますが、こういった分野でも取組のよい例を、あるいは大変苦労した例などを紹介して、他の分野で参考にするものをサポートするようなことも大変大事なことじゃないかなと思いました。

それで、先ほど経済産業省さんと特許庁さんのほうから話がありましたことにつきまして少し意見を述べさせていただきたいと思います。経済産業省さんは非常に先進的なグローバル化の取組をやっていただいているのですが、特許庁さんの資料に出てきましたiPSなどは少し世界での仲間づくりといいますか、日本としてこれだけの権利を獲得するという発想だけじゃなくて、標準化戦略や仲間づくり戦略みたいなのもあわせてやっていかなければ、競争的視点だけでは大きく実らせるのがこういった分野では難しいの

ではないかと思います。日本の仲間をふやして、結果として日本のステータスが上がるというような戦略も必要ではないかと思いますので、ぜひそういった視点も入れていただきたいと思います。

それから、事前に配られておりました文部科学省さんの資料を見ましても、産学連携、国際的に非常に 重要だとうたわれておりますけれども、国際標準などで仲間づくり的な取組を入れると、こういった取組は 非常に長続きして、しかも先端的な研究者のネットワークというのがつくれる形になりますので、そういった 視点もこの知財戦略の中に入れていただくのが必要ではないかと。その点もつけ加えさせていただきた いと思います。

以上でございます。

【相澤会長】どうもありがとうございました。

それでは、このグローバル化についてこれからご意見をいただきたいと思います。このグローバルの中で、ただいま野間口委員からご意見を述べていただきましたが、地球温暖化防止に対しての対策に関しては、7月に予定されております洞爺湖サミットで重要な課題になる予定であります。そこで、そのような観点からも、知財面からそういうことでサポートできるものがあるということであれば、ぜひご意見を述べていただきたいというふうに思います。

それでは、これからご意見を伺いますが、お一人の意見表明はでき得る限り簡潔に短い時間でよろしく お願い申し上げます。それでは、どうぞ、どなたからでも結構でございます。

西山委員。

【西山委員】環境関連技術のところで私の意見が出ておりますけれども、それをちょっと補強するという意味で申し上げたいと思います。環境技術についてはやはり日本が 1 つの先進国であることはご承知のとおりですけれども、その場合に大企業のみならず、中小企業とかあるいは地方団体に相当実績があるということが特徴のある強い分野だと思います。したがって、これから環境分野では、日本が主導して世界に貢献していこうとすると、そういう技術と海外との共同研究ということも発展的に考えなくてはならないしなきゃいけないし、かつ、中小企業や地方団体が持っている技術の国際的な活用のためには、国際知財の確保ということももう 1 点重要だと思います。したがいまして、その辺の財政面とか制度面の補強をする必要があるというふうに思います。

以上でございます。

【相澤会長】ありがとうございました。どうぞ、森下委員。

【森下委員】グローバル化のところに関してなんですが、大学からの特許の取得状況ということで、今出願は国内を知財本部がして、その後JSTで海外出願するというケースがかなり多いと思うんです。そうすると、海外から特許を取得するということが当然できなくなりまして、ある意味iPSのように海外からやったほうがいいようなケースというのも結構あるんですが、戦略的な特許出願できないと思うんですね。

そういう意味ではもう少しISTの使い方を柔軟に、例えば場合によっては早めに判断して海外のPCTを

中心にすえるというやり方もすべきではないか、先ほどのそれこそ研究開発を知財から見るという観点からいけば当然それのほうがいいケースも多いんじゃないかというふうに思います。そういう意味では今の国内から国外という、ちょっと硬直したような出願形式ではなくて、もう少し柔軟性をもった海外出願できるような形で何か工夫ができないかということを思います。これは恐らくJSTの支援の仕方なりが関係してくると思うんですが、このあたりもぜひ検討していただけないかというふうに思います。

【相澤会長】はい、どうぞ、竹岡委員。

【竹岡委員】前回分野別知財戦略といったときに「知財の分野別」であって研究段階は融合という視点を忘れないでくださいと申し上げました。環境分野は材料系とか、エレクトロニクス系とか全部のものが一緒になっている分野ですね。これへの取組はどうするかというと、やはり大学間の連携、特に今「コラボ産学官」など連携大学院ということで、例えば電通大とか信州大さんとかいろいろなところが一緒に合体してやっていこうと。各大学のいろいろな強みを持ち寄って、融合の極致の分野に取り組むことができるように、大学の広域的連携の取り組みを支援してほしいと。そこで国際的な知財戦略がとれるような拠点を置いて、国際的な出願も考えていただきたいし。

特に地域の大学が連携に入ってきますと、地域の大学は当然地域の中小企業とのつながりというのが ありますので、中小企業との連携も非常にうまくいくのではないかと思っております。

【相澤会長】秋元委員。

【秋元委員】 前回の時間を厳守したため余り発言できなかったので、今度は少し発言させて頂きたい。 1 つは、森下委員が言われるように、やはりアーリーな研究段階のものについては、これは日本としてPC Tを使うべきだろうと考えます。30 カ月の間に判断すればいいわけですから、今後、日本から外国へ出す ということよりも、むしろアメリカで権利を取るということを考えながらPCT出願をし、最後に日本に落として いくという戦略のほうがいいのではないかと考えます。これは実はあるところのシンポジウムでもう既に言っ てしまいましたが、それが1つです。

それからもう 1 つは、野間口委員の企業の基本的な立場、この環境の問題ですが、(1)と(2)というのはいろいろな産業の事情があるかとは思いますが、ある意味では反対方向のことも言っておられます。しかしながら、やはり日本が環境技術という分野については非常に優れてますから、これを意図せざる技術の流出というような意味ではなくて、日本政府が例えばODAの援助とか何とかそういうところで買い上げて、これを途上国、その他、中国、インド等も含めて、日本政府として提供すべきではないか思います。以上です。

【相澤会長】ありがとうございました。

それでは、小寺山委員。

【小寺山委員】 我々のところで今数十人ぐらいの規模で研究集団を構成して、中国の環境問題に取り組 もうというプロジェクトを立てて頑張ってます。その中で非常に痛切に感じますのは、やはりそういう知財の 権利を確保するあるいはそれを行使するという視点だけでは環境問題に関しては多分うまくいかないと思います。まず、中国がそれを使わないと、要するに我が国の環境は根本からもう破壊されてしまうというような状況に当然もうここ 10 年、20 年でなっていく。

そういう意味でいえば、ここにいろいろ提案されている知財のきちっとした確立と、それからそれをどう行使するかということは少し工夫がいるのではないか。今秋元委員が言われたように、ある程度ODA的にその権利を供与していくというような視点がぜひ必要だと、今痛切に感じております。

以上です。

【相澤会長】松見委員。

【松見委員】環境問題でありますが、やはりこれは地球的規模で重要な課題でありますし、かつ日本が世界をリードできる分野として引き続き重点推進すべきだと思います。例えば、エコシティ、気候システム、水、省エネなどなどにつきまして日本が国際モデルをつくれるようなことを産学官挙げて推進すべきだと思います。以上であります。

【相澤会長】本田委員。

【本田委員】 グローバル化、国際的競争力強化の点なんですけれども、アメリカのバイドール法の中では国内産業にまずライセンスをするというのが書かれているのに対して、日本は国際化を進めましょうというところでは日本の特徴ではないかなというふうに考えています。アメリカの産学連携の成果というののインパクトとしては、国内産業としてどのくらいインパクトを与えたかという数値として評価する項目があると思うんですが、この日本で国際化を進めた場合にどういう評価指標をつくっていくかというのはある程度今の段階から決めて、それで評価する、この施策を進めるに当たって評価する評価指標、評価軸みたいなものもきちんと明確にしておくべきかと考えています。

以上です。

【相澤会長】岡田委員。

【岡田委員】環境問題でときどき耳にするのは、日本の場合CO2の削減ということに重きが置かれているけれども、環境問題ではCO2以外のいろいろな要素も考慮する必要があって、そうした領域の科学的な研究がまだ日本では余りなされていないと聞いております。この点についてご考慮いただきたく、よろしくお願いします。

【相澤会長】三原委員。

【三原委員】 先ほどの森下委員の意見に賛成なんですけれども。3ページの海外での特許取得の強化推進というところは、企業の立場から見ても連携しようとしたベンチャーが外国出願がきちんとできていないというのは非常に残念なことなので、ぜひそういう支援をお願いしたいと思います。何か特許制度の趣旨に反しない形で資金的な援助以外のものがあればいいとは思うんですけれども。アメリカの大学で仮出願制度を利用して、出しては取下げ出しては取下げという話は聞いたことはありますが、ちょっとそれは

という気もしますが。

以上です。

【相澤会長】 引き続き次の視点、論点に移りたいと思います。

論点2は先端技術分野であります。まず。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 2.の先端技術分野の項目から引き続きご説明いたします。

まず、IT分野、情報通信分野に関してですが、荒井委員のほうから、国際標準獲得のための産学官の 戦略委員会を設置したらどうかというご提案がございました。

それから、岡田委員からは、標準化形成に関する議論をさらに加速していってほしいというご希望がご ざいました。

それから、2 のライフサイエンス分野ですが、荒井委員、竹岡委員、西山委員、森下委員のほうから、その医療方法に関する特許を広く認めるということはいかがかというご提案がございました。

その件に関しまして、青字で過去の経緯が書いてございますけれども、簡単にご説明しますと、2003 年8月に審査基準が改訂されているのですが、これは産業構造審議会の委員会で検討されて1回審査基準が改訂されております。その後知財戦略本部で検討がなされております。その結果、2005 年4月にもう一度審査基準が改訂されまして、医療方法にではないですけれども、拡大はされております。

それから、その後去年の 12 月ですけれども、分野別知財戦略のところで検討がなされ、先端医療技術の方法の発明の保護のあり方の問題の重要性にかんがみ、今後とも最適な制度のあり方を追及する努力を継続的に行うべきであると。特許審査基準の運用状況等を引き続き注視するとともに、先端医療分野における技術動向やその特許方法に関する国際的な議論の動向について引き続き情報の収集、分析に努めることが必要であるというふうにしております。

それからあと森下委員のほうから、ライフサイエンス分野の審査に関して、専門性の高い審査官の増員ということがご要望されております。

それから西山委員のほうから、機能性食品、生物遺伝資源、それから健康食品の表示に関して問題提起をいただいております。

それから森下委員のほうから、ナショナル・プロジェクトにおける知財管理の整備ということでご要望をい ただいております。

それから小寺山委員のほうから、大学の知財が創薬のほうにもっとつながればいいんじゃないかという 提案がございます。

1 ページめくっていただきまして、ずっと青字のところは省略させていただきまして、3. の手前のライフサイエンス分野に関しての特許範囲の適正化について山本委員のほうからご指摘がございました。 以上でございます。

【相澤会長】 本日は経済産業省、澤井委員、それから秋元委員にプレゼンテーションをお願いしてお

りますので、まず経済産業省からお願いいたします。

【経済産業省】経済産業省情報電子標準化推進室長の和泉でございます。お手元の資料 8 に基づきまして、我が国国際標準化活動、国際標準化アクションプラン、情報分野を中心にご説明をさせていただきます。

1 枚めくっていただきますと 1 ページでございますが、私どもでは甘利大臣主催による国際標準化官民 戦略会議を平成 18 年 11 月 29 日に開催いたしまして、これを受けまして、上に書いてございますような 国際標準化戦略目標というものをつくっております。この中ではいわゆる幹事国という実質的にいろいろ な活動のお世話をする役を欧米並みにしていこう、あるいは国際標準に向けた提案件数をふやしていこ うという目標を掲げております。

この目標の実施のために、その中段にございます「国際標準化アクションプラン」というものを策定しまして、アクションプランは、「総論」及び28の技術分野別から構成されるのですが、この28の中に情報分野は入ってございます。

この下に書いてございます大きな 4 つの項目、企業経営者の意識改革、国際標準の提案に向けた重点的支援強化、標準専門家の育成、それからアジア太平洋地域における連携強化というのが総論の中身でございます。これを具体的に実施する形といたしまして、情報分野のアクションプランというものをつくっております。その中の幾つか抜粋したものを 2 ページのところに書いてございます。

情報分野では、3 つほどポイントを書いてございます。情報分野の国際標準化体制は、恐縮ですが 6 ページをごらんいただけますでしょうか。国際標準化機関は、IEC、ISO、2 つございます。IECが電気・電子分野を担当いたしまして、ISOがそれ以外ということでございます。情報分野はその両方にまたがるということで、合同専門委員会と呼ばれているJTC1 で対応しております。そこに、真ん中右でございますが、日本工業標準調査会、JISCと呼んでおりますが、JISCがJTC1に参加をしておりまして、JISCは、私ども経済産業省が事務局をさせていただいております。

具体的な活動の中身は、各分野ごとにいろいろな団体でありますとかあるいは大学、企業、研究機関の 専門家の方にお願いをしているという状況になっております。

2 ページに戻っていただきますと、その中でさまざまな活動をしておりますが、3 つほどきょうはご紹介をさせていただきたいと思います。1 つは、国際幹事・議長・主査の獲得でございます。全部でJTC1 の下にSCと呼んでおりますが、分野ごとのサブコミッティが 17 ございますが、このうち日本がそこにありますSC2、それからSC23、SC28、SC29 の 4 つにおきまして国際幹事・議長の役割をしております。さらに、今年度 1 つ加えましてSC34、文書の記述と処理の言語の国際幹事を新たに引き受けております。従いまして、17 ございますサブコミッティのうち 5 つを日本が国際幹事の担当をしているということになっております。

そのほか作業グループでも、12 件の主査の引き受けに加え、新たに 1 つ引き受けているというような状

況になっております。

それから、国際会議の日本開催の引き受けも進めておりまして、今年度、そこにございますJTC1/SC 24 と書いてございますが、これはコンピュータグラフィック及びイメージ処理の委員会でございます。そのほかにSC28、事務機器、それからSC34、これは上にも書いてございますが、文書の記述と処理の言語という委員会でございますが、これを含め 7 件の国際会議を日本で開催をいただいております。これにはいろいろな専門家の多大なるご協力をいただいております。

さらに、来年度、平成 20 年度もJTC1、情報分野の活動をやっておりますこの全体総会を奈良で開催 する予定にしております。そのほかもそこにございますSC27 ほか開催する予定ということで、活発に日本 でも会議を開催しておるところでございます。

さらに、国際規格の提案の促進ということで、平成19年に日本提案の国際規格案のうち13件が発行されておりまして、9件について提案を行い、さらに20年も現時点で15件程度の国際提案を行う予定ということでございます。

1 ページにございますように、このような国際標準化アクションプラン、平成 19 年 7 月に策定したものでございますが、これを 1 年に一度フォローアップをしながらさまざまな標準化活動を進めているところでございます。

あとのページはご参考でございまして、3 ページ目は今申し上げたほかに日本において新たに国際幹事を獲得したものでございまして、情報分野以外にもそこにございますような新しい幹事を日本が引き受けているところでございます。

4 ページは最初に申し上げました国際標準化の戦略目標ということで、提案件数、それから幹事国の引 受数をふやそうということを目標に掲げておるところでございます。

あとは、7 ページ、8 ページは国際標準化といろいろなビジネスあるいは世の中への普及との関係を 2 つの例、ICカードとQRコードという二次元コードについてご説明した例でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【相澤会長】ありがとうございました。

それでは、澤井委員、お願いいたします。

【澤井委員】 澤井でございます。ご指名でございますので、特に資料はご用意しておりませんけれども、I T分野における知財に関する課題として、感じていることを簡単に述べたいと思います。

IT分野に関しては相澤先生が座長をされている、去年の 12 月でもいろいろな分野別で報告されています。一言で言ってIT分野の知財の特徴は、1 つの製品に数百の特許権が関連していることが多いという点。また、デジタル技術を通じて社会に最も強く影響を与える分野でもあるということです。

知財の制度のうちでIT分野に深くかかわる特許制度について考えてみますと、技術が非常に高度化あるいは複雑化していて、インターネットに代表されるような社会的な仕組みが基本的なところで今大きな変

革を遂げつつあるときにあっては、従来の特許制度を過去の延長線だけで考えて運用していこうとしても いろいろな意味で限界が露呈し始めているような気がしております。

IT分野におけるパテントプールの示唆していることがその好例だと思います。特許制度は権利者に技術の独占を認めることで、開発のインセンティブを与えて、開発の投資の回収をはからせようとするものです。これに対して、パテントプールはここの権利者が自分の国についての独占排他的な権能を若干制限してでも、製品にかかわる複数の特許権者たちが集まって、一定の合意の下に特許の束をつくってそれを製品に適用し、事業収益を上げることで技術開発当初効果的に回収しようとする行動のあらわれだと思います。そこには特許制度が本来持つ個別の特許権の排他性を薄めてでも、トータルとして製品を通じての利益確保を効率的に行おうとする意思があらわれているんじゃないかと思います。

このような動きは一人の権利者というよりも、1 つの製品につながる複数の権利者群といったものをどのように扱うことが社会全体として経済的に合理性があるかといった観点から制度設計を考えるべきであるとの課題を我々に提示しているのではないかと感じています。

最近の知財政策の中で標準化が、先ほどもありましたけれども、声を大にして叫ばれるのも、その背景 にはこのような考え方があるからだと思います。

また、オープンソースソフトウェアに対して開放された特許を集めて共有材とするといういわゆるパテント コモンズなども、特許制度が発足した当初の狭い意味での技術の独占には限界を感じていることに起因 して発生している社会的な動きだと思います。

さらには、最近では環境技術に関してエコパテントコモンズといった動きもありますから、IT分野に限らず技術が高度化、複雑化している分野において考えるべき本質的な制度課題を我々に投げかけていると思います。

そして、このような制度課題に対する解決策を考えておくことはオープンイノベーションを推進する上でも、また産学官連携の成果を効果的に社会に還元する上でも重要なことになると思われます。ただ、これらに対して障害となる活動も顕在化しています。今お話ししたように、パテントプールや標準化の背景には複数の権利者たちが協力して開発技術を製品にして適正な価格で社会に提供していきたいという意図があります。しかしながら、この動きに対して特許権を逆手にとったブレーキとなるような活動があります。いわゆるパテントトロール問題です。

パテントトロールの定義は何かという点や、法的にどのような問題があるかは時間がないので特に説明いたしませんが、単に特許権を持っているというだけで製品という具体的な形でその恩恵を社会に提供することなく、いわゆる合理的な範囲を越えたライセンスを要求するような行動が果たして特許制度の本来の目的に沿ったものであるかを考え、何らかの対策を練る必要があるでしょう。

複数の特許権者がまとまる方向でのパテントプールや標準化の動きは、いわゆる経営学の本に書いてあるように、イノベーションとはよいアイデアが現実に利用されるようになるまで育てていく過程であるという

ことを考えれば、かなり理にかなった行動だと思います。

したがいまして、イノベーションの趣旨に沿って活動をしようと模索している複数の特許権者たちが集まりやすくなり、一方でその動きに対してブレーキをかける恐れのあるパテントトロールに対しては牽制できるような特許制度のあり方を考えるとともに、そのような特許権者たちの活動の結果が適正な価格の製品となって社会に出ていきやすくなるような他の施策もあわせて考えて、両者が連動するような総合政策を考えることが必要な時期にきているのではないかと思います。

先ほど資料いろいろ拝見しましても、例えば経済産業省さんの 3 ページにある②の(1)のグループ化とか、4 ページの③の(2)にある初期市場の創出。あるいは特許庁さんの 4 ページにある 3 番目の○の具体的な展開。それから、野間口委員が先ほどおっしゃったような 2 ページの 2 の(3)のODAとの連動。あるいはiPSでおっしゃった仲間づくり、こういうのが具体的な展開として今のような考え方の 1 つの解ではないかと思います。

また、そのほかにもインターネット社会の本格化という視点から見ますと、デジタルコンテンツの流通を促進する観点から、著作権制度をどのように改良していくかというのもかなり重要な課題だと思います。ただ、この課題については久しく議論されていますが、単に従来の著作権の枠組みに当たっての法律論だけではなく、経済の合理性の観点も含めて幅広い議論を進めてほしいと思っています。特にこれだけインターネットが活用され、かつ経済がグローバル化している中で、競争にしのぎを削っていることから考えると、国際的な調和にかける制度のために気がついてみると日本の産業が負けている事態に陥っていたということがないようにしてほしいと願っております。

以上です。

【相澤会長】ありがとうございました。

それでは、秋元委員、書面で提出していただいておりますので、簡単にまとめながらお願いしたいと思います。

【秋元委員】では、簡単にお話しいたします。

先端技術分野につきましてはまとめのほうに書いておられますし、竹岡委員、西山委員、森下委員、皆さん同じようなことを言っておられますので、私、資料7の1.につきましてはほぼ同意見であり省略させていただきます。ただ、ここで言いたいのは、前回森下委員がクロールを禁止して水泳に勝てといわれるようなものだという非常にいいたとえをされましたが、1.の1)、これの最後の二、三行目を読んでいただきますと、先端医療技術については知財保護の観点で、あるいは国際競争の観点ということで、少なくとも米国と同等の広くかつ強力な保護、これが必要なのではないかと考えます。要するに、小さい土俵、日本という10%を割って9%台の土俵で争うのではなくて、50%になんならとするアメリカの土俵でアメリカと同じように広く強く戦うようにしないと国際的には負けるのではないかと思います。

同じようなことが 1.の 2)のところで、やはりこれも最後のほうに書いてございますけれども、また、これは

相澤先生のご努力もいただいて、ライフサイエンス分野のワーキングチームでいろいろとまとめていただきましたけれども、その中でやはり世界の状況を見てみると、EPOでいまだ審査基準になってないからということですが、その後韓国でさえ既にEPOの審決を認めた上で、それに対応するような方向をとっております。

これまた言い忘れるといけないのですが、韓国では、あのiPS細胞に類似した技術、このiPS細胞に類似した技術ついて韓国は国を挙げてやるといってたわけで、同じようにEPOの審決を見て韓国では既に対応しているということです。日本がいつも世界を見てということじゃなくて、ライフサイエンスに注力するのであれば、やはり世界にさきがけて知財戦略をやってほしいというふうに産業界は希望いたしております。それから、次の2.は、これちょっとずれますけれども、どういたしましょうか。

【相澤会長】どうぞ。

【秋元委員】 はい。これはいわゆる 35 条の特許法改正が成し遂げられましたけれども、私ども産業としてはこれでうまくいくんじゃないか、契約が使用者と雇用者の間で合理性があれば、その契約自体が認められるということで非常に期待していたんですが、実際問題として現在多くの問題を抱えております。多くの訴訟を抱えておりますが、これらは依然としてやはり旧法で判断される。

といいますのは、実際、これは論理上の問題ですけれども、特許期間が 20 年間、それから民事債権の時効が 10 年、さらに医薬品の場合は 5 年の期間延長があるということで、実際にお金を払ったとか、あるいは発明者がそれを認めてしまったとかすれば、民事債権の時効は 10 年になりますけれども、それでも非常に長い時間かかる。特にライフサイエンスの場合にはリードタイムが長い。ほかの産業に比べて倍ぐらいリードタイムがかかりますから、この旧法の適用というものが非常に長い間適用されてしまう。現在の裁判もそうである。この問題は当時の委員会で私もおりましたけれど、竹田稔先生等も言っおられたのですが、短期消滅時効というものを考えないとこれは後々まで尾を引くんだというような議論があったかと思います。

そういうことで、これは遡及しないとなっておりますので、短期消滅時効の方法を考えないと、結局 35 条が改正されたけれども十数年全然使われない、ずっと旧法で裁判が続くというような非常におかしなことになります。この辺の現状をぜひ考えていただきたいと思います。

それから、3.でございますけれども、私ども丁度今回が第 2 期の 2 年目で、来年度は第 2 期の最期の年、トータル 6 年たつということで、実は今まで挙がってきたテーマについてずっとチェックして採点いたしました。大きなテーマにつきましては 6 項目ありますけれども、またその他ということで産学官連携、裁定実施制度の見直し、試験と研究についてどうするか等、、それらを入れますとさらに 7 項目、合計 13 項目あります。これらにつきまして、やはり遅々として進まない項目がかなりたくさんあるということです。

ぜひ、今回の経済産業省さんのプレゼンもありましたけれども、出口をどこにするのか、具体的なイメージをどうするのか、それに対してステップワイズにどういうふうに解決していくのか。それに対してやはりフ

オローアップして評価していくんだというようなことをぜひ考えていかないと、ただ項目だけを羅列し、ただどういうふうにやるというふうに書いてあるだけでは、実際の問題は全然解決しなかったというようなことがあると思います。

それから、ついででございますけれども、特許庁さんのプレゼンの場合、これは特許庁さんも勉強されているというふうには聞いておりますけれども、知財の目で見るというもっと上位の概念に産業の目で見る、いかにして産業を活性化するかということを考えないといけないと考えます。、知財というのは産業に発明があってその衣みたいなものですから、知財の目で見るというもっと上位に産業の目としてどう見るのか、あるいはグローバルに競争を勝ち抜くためにはどういう産業の目で見るのかということが必要と考えます。こういうところをぜひ、特許庁さんやっておられるというふうには私仄聞しておりますけれども、やはりそういうことを前面に押し出して日本の知財政策をどういうふうに考えていくかということが肝要かと思います。以上でございます。

【相澤会長】ありがとうございました。

それでは、ただいまの論点 2 について、そのほかのご意見ございましたならばお願いいたします。 どうぞ。

【荒井委員】 先端技術分野で共通する項目で 2 点提案したいと思います。

第 1 点は、先端技術分野につきましてはいろいろ国の国家プロジェクトあるいは国の助成でやることが 多いので、そういう研究プロジェクトの選択基準や評価基準に知的財産を入れるということについて、従来一部行われておりますが、しっかり確立していただくことが必要だと思います。

第 2 点は、こういう先端技術分野につきましては、国際的な競争と協力、協調、ともに必要だと思います ので、そういう戦略的な観点を進めるためには知的財産を取得することが必須だと思います。

したがいまして、こういうプロジェクトを進めておられる文部科学省、経済産業省を初め、各省庁においては研究予算を決める際、海外出願費用も含めた知的財産に係る予算についてしっかり積算して、きちんと費用に入れていただくことが必要だと思います。以上です。

【相澤会長】西山委員。

【西山委員】機能性食品等の用途発明の検討のところについて、進捗がありましたので、ご報告勘案していただきたいということを申し上げたいと思います。いわゆる機能性食品等に関連する用途発明につきまして、特許保護のあり方を権利範囲も含めて、平成 19 年度中に関係業界と議論を行い、その結果に応じた方策を講ずるようになっているというのが過去の経過であります。食品関連の知的財産を扱う団体として、財団法人のバイオインダストリー協会と日本食品バイオ知的財産権センターが検討してきたのでありますが、最近に至りまして、両団体が合同で検討した結果、権利範囲を明確にすることを前提として、機能性食品の用途発明を権利保護の対象にすべきであるというふうに合意が得られましたので、この機能性食品等の特許保護のあり方について、業界と特許庁の協議を継続していただきたいということであり

ます。これが1点ですね。

それからそのほかに、生物遺伝資源の市場化への検討とありますけれども、この辺の関係で 2 点補強 させていただきたいと思います。

まず 1 点は、国際共同の研究がますますこれから推進されていくと思います。その際に、バイオ分野の 国際共同研究において、やはり物質移転契約ですね、マテリアルのトランスファーアグリーメントがやはり 必要であると思います。海外から、主としてこれは発展途上国から研究用の生物遺伝資源を受け入れる 場合、特に探索研究において生物資源を受け入れる場合ですね、あるいは国内から海外へ今度は成果 物を移転する場合ですね、特に国資研究の場合の知財権の取扱いですね、ということ両方を勘案した標 準契約書を結んでいくという方向でいかないとトラブルが非常にこれから顕在化してくる可能性が高いと 思われますので、検討が必要だと思います。これが 1 点ですね。

それからもう 1 点は、生物多様性条約に関係したことでありますけれども。遺伝資源の特許出願における出所表示問題、あるいは伝統的知識の取扱い等の問題がまだ解決に至ってない。これらの問題解決にはやはり遺伝資源のアクセスと、その結果としての成果物等の利益の配分の問題が資源国は非常に厳しい対応をしています。利用国と資源国との間で、特に研究を推進しようとすればするほど、医薬品の探索であるとか機能性健康食品の探索であるとか新化粧品の探索であるとか、日本のバイオの探索研究を一層進行しようとするときに、やはり資源国と利用国である日本との関係で、ウィンウィンの関係を築いていかないといけないと思っておりまして。やはり産業形態も配慮して、利益貢献度に応じた合理的な利益配分を行うというような基本骨格を共有していくことが必要だと考えますので、ぜひ検討が必要だと考えております。以上でございます。

【相澤会長】ありがとうございました。 松見委員。

【松見委員】 先端技術分野につき、一言だけ指摘させていただきたいと思うのですが。ITやライフサイエンス分野など、分野別知財戦略を進めることが重要であるということについては全く異論はございませんが、しかし、米NSFやEUコミッションのレポートをお読みいただいていると思いますけれども、欧米はコンバージングテクノロジーズについて非常に先行しております。すなわち、4科学領域、バイオ、ナノ、IT、認知科学の融合、これを収れん技術、コンバージングテクノロジーズと呼んでおりますが、これへの取組についてもう少し日本としてアテンションすべきではないかと思います。

以上でございます。

【相澤会長】野間口委員。

【野間口委員】 私自身の理解を正確にするためにちょっと 2 点ほど申し上げます。国際標準の議論、ここで最初のほうに出てきましたが、もともとIECは 100 年ちょっとで、100 年前は国際標準と知財というのは絡まなかったと思います。国際標準は知財のほとんど入ってない枯れた技術のところで議論されていたと思うのですが、いまや先端技術領域でもどんどん国際標準を議論して定めていく時代であります。

したがいまして、そういう経緯を考えますと、知財を含む国際標準と含まない国際標準、例えば物質の評価法などは必ずしも知財は含まないわけです。この委員会では広い意味の知財を含む場合も含まない場合も両方合算した国際標準を議論していると認識しているのでありますけれども、それでよろしいのでしょうかというのを問いかけたいと思います。また、両方含んだ形で議論するほうが正当なのではないかと思います。

経済産業省さんの資料も、評価法等も入っておりますので、当然知財が含まないものも含めた国際標準に日本は頑張っていくのだというふうにとらえておりますが、委員の皆さん方よろしいでしょうかという確認をしたいと思います。

それからもう 1 つは、経済産業省さんは我々の産業界にとりましては、大変国際標準を頑張っていただいていると思います。大臣みずから会議を主催して、また提案もどんどんふえつつあるということで、大変結構なことだと思います。またバイオとかライフサイエンスに代表されるように、経済産業省だけでカバーできるのかと思う領域が、先ほど松見委員のほうからもコンバージェンス領域とありましたけれども、含まれているように思います。それから、総務省さんのITU、これはIEC、ISOの外にあるわけで、これも立派な国際標準化機関であります。

こういう場で議論するときは少なくとも国際標準というのはどの範囲、どういったものをトータルとして考えたらいいのか、恐らく国土交通省さんが絡むのもあるでしょうし、いろいろあるのではないかなと思うのです。経済産業省さんと総務省さんが関係しておられるような領域しか私自身が理解できておりません。一度知財戦略本部などで、日本がかかわるべき国際標準の領域を、オーバービューできるような取組をやっていただいたらよりこういう議論をするときに、今どの辺のことを議論しているのだなというのがわかっていいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

【相澤会長】経済産業省、今の点について何かございますか。

【経済産業省】ISO、IECは非常に広範な範囲をカバーしておりまして、そこは、JISCが先ほど申し上げましたように加盟しておりますので、経済産業省が事務局をしております。したがいまして、私の担当分野ではございませんが、ほかのところではいろいろな省庁ともご協力をいただいておりまして、ISO、IECの範囲の中ではいろいろな役所も一緒に協力して今、国際標準化に取り組んでいるというような状況になっております。

【相澤会長】 先ほど来の分野別、コンバージェンス、それからただいまの国際標準、これらは知的財産 戦略本部の大きな課題でもあります。分野別に知財の調査をいたしましたが、知的財産戦略本部から出 したものは分野をいっているのではなく、その分野固有の問題もあるけれども、分野別ではなく全体的に どういう知財戦略を展開しなければいけないかということでまとめられております。そこで、知財フロンティ アというコンセプトを提示して、特許だけではなく、著作権等も含んだ全体のフロンティアという表現になっ ているわけです。 それでは、時間の関係もございますので、次の論点に進ませていただいて、後ほどまた意見を述べて いただければと思います。

論点 3 は、産学官連携、それから大学等での知財戦略でございます。まず資料1についての説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】では、資料 1 の 7 ページをごらんください。産学官連携の強化ということで。まず、松見委員から、企業のリードによる産学官連携の強化。

それから、本田委員から、大学の研究を引き上げるのか、産業界ももっとうまく入ってもらえるような産学 官コンソーシアム的に一緒に研究をするような部分をつくっていったらいかがかという意見をいただいて います。

それから、三原委員からは、連携した場合のインセンティブ、モチベーションを与えたほうがいいということ。

それからあと、森下委員、本田委員からはポスト知財本部事業をしてほしいということ。

それから、竹岡委員からは、大学間の広域な連携が必要ではないかということをご提案いただいております。

あとそれらの件に関しまして文部科学省のほうから、20 年度から産学官連携戦略展開事業を行うという情報を得ております。

それからあと、松見委員からは成功事例の検証というのが必要だということ。

それから、渡部委員のほうでは、中小企業との共同研究やライセンスをさらに支援するということを考え たほうがいいというご提案をいただいております。

それから、引き続きまして、4.の大学等での知財戦略に関しましては、(1)で知財権の取得の強化ということで、荒井委員から、理工系の学会に知財委員会を設置するということを奨励してはどうかと。

それから、秋元委員からは、大学の特許管理は産業界と密着した形で進めたらいいのではないか。

それから、小寺山委員、それから横山委員からは、先ほどもありましたけれども、知財戦略を展開していくために積極的に間接経費を投入するような誘導が必要ではないかというふうなことが言われております。 それから、知財マインドの向上としましては、井上委員から、各大学が学生、ポスドク、留学生等に係る権利関係の明確化をリスク管理として徹底することが必要と。

それから、本田委員からは、TLOや知財本部が研究者の中に入っていき、知財の視点から研究を促進するコーディネート機能の強化という観点で人材育成、そういう人の人材充てんが必要ということがいわれております。

その他としまして、本田委員から、新株予約権に関してのご要望が出ております。 以上でございます。

【相澤会長】ありがとうございました。

本日は、文部科学省、それから松見委員にプレゼンテーションをお願いしております。まず、文部科学 省からよろしくお願いいたします。

【文部科学省】 文部科学省研究環境・産業連携課長の田口でございます。 資料 9 に基づきまして、これは前回お出しした資料と同じでございますが、前回ちょっと時間が足りませんでしたので、説明をさせていただきたいと思います。

まず、4 ページを開けていただきたいんですが。ここは若干重複の部分もございますが、現状について 大学の産学官連携の数字自体はこのように伸びているということでございます。補足をさせていただきま すと、まず受託研究のほうでございますが、これはこのような形で金額が伸びてございますが、このうちの 実をいいますと 9 割以上が国ないしは独立行政法人からの委託、公的な資金でございます。企業分は 約 10%弱というところでございます。

さらに、先ほど本田委員のほうから海外の企業からの話というのが出ましたが、このうち海外の企業からの受託ということについていいますと、全体の約 0.2%、企業分の 2%、それから共同研究についていいますと、全体の 1%というのが海外の企業から入っているものでございます。ともに絶対値でいいますと 3 億円から 4 億円ぐらいの間と、全大学でですね、という状況になってございます。

それから、特許出願につきましては、きょう渡部委員から資料で質をという話がございますが、実をいいますと、大学で出ている発明届の数に対して特許出願の数が約8割になってございます。これはアメリカなんかを聞いてみますと大体半分ぐらいというのが平均的で、日本の大学でも半分ぐらいまで絞っているところもあればほとんど全部出しているところもあると。結果として大体8割ぐらいの発明届が出願をされていると。

それからもう 1 つ、PCTを含めまして、海外出願の割合が大体 20%ぐらいでございます。。これについてはもっとふやしていかなきゃいけないということを大学のほうも我々も認識していますが、後でまた出てまいりますが、財政的な問題もあるということでございます。

次のページは前回ご説明させていただきましたが、現時点で大学の特許関連費用のうちの約3分の1 が文部科学省の知的財産本部整備事業から出ておって、残りを間接経費運営費交付金等でまかなって いるという状況がございます。これは事業の対象となっている43大学でございますが。それから、特許実 施料収入についてはまだまだ少ないということでございます。

それから、7 ページでございますが、これは文部科学省の現時点の関連の事業がどれぐらい最初にお 示ししましたグラフの中で割合を示しているかということでございますが。予算はふえておりませんので、 大学の全体のアクティビティーがふえて、だんだん施策の効果自体は同じことをやってもだんだん全体に 対しては小さくなっていると。したがって、我々のほうは例えば分野ごとに重点化するとかそういったことを これから国が支援する部分、それから大学の自主性で任せる部分ということをきちんと整理をしながら戦 略的に施策を打っていかなきゃいけないというふうに考えてございます。 それから、8 ページでございますが、これは今年度実施している調査研究でございますが、先ほど話題になりました外為法への対応も含めまして、産学連携活動もだんだんアクティビティーがふえるに従っているいろ難しい問題も生じてまいります。リサーチマテリアルなども入ってございますが、ソフトウェア、そういった質を高めるというかいろいろなことに大学として対応していくための体制あるいは調査というのを今の知財本部整備事業の中でそういうこともやっておるということでございます。

それから、9 ページ以降が20 年度以降の施策の概要になってございます。9 ページは全体像を示してございますが、1 つずついきますと。まず、10 ページのほうでございますが。これは大学知財本部整備事業の後継事業という言い方をしていいんだと思いますが、産学官連携戦略展開事業ということで、平成20 年度、約30 億円弱の予算で開始いたしますが。これにつきましてはポイントは、前の事業は知財本部整備事業でしたけれども、今回は知財の創造あるいは産学連携というところから全体的に考えていきましょうということで、産学官連携戦略展開事業ということでございます。

左の下のほうに戦略展開プログラムとコーディネートプログラムがありますが、正確に申し上げますと、この左の戦略展開プログラムのほうが大学知的財産本部整備事業の後継でございます。従来は右側の文部科学省の産学官連携コーディネーターの派遣事業というのが知財本部整備事業と独立、別々に個別事象であったわけでございますが、これを一体的にうまく整合をとって進めようというのが1つのポイントになってございます。

それから、戦略展開プログラムのほうでは、先ほど 43 大学の特許関連費用の状況をお示ししましたが、 基本的には次の 5 年間は知的財産の活動に関する基本的な体制あるいはその財政的なものは大学自 身が用意をすると。文部科学省のほうの支援は、そこに書いてございますように、戦略展開プログラムの 右側にありますが、先進的な知財戦略、例えば国際化、グローバル化への対応あるいはライフサイエンス に特化したとか、いろいろ特色ある取組、そういったものを支援をしていくという内容になってございます。

(2)のほうで「脆弱」という言葉を使ってあって、これは適当ではないかもしれませんが、中堅以下の大学の中にはこれまで自分で一所懸命やってきましたけれども、ここでステップアップをしたいということもございますので、そういうところを支援をしていきたいというふうに考えてございます。

ちなみに今公募期間中でございまして、3 月いっぱいまで公募期間になってございまして、その後審査をして対象大学を決めるという計画でございます。

それから、次のページでございますが、こちらはJSTの共同研究というか研究開発のファンディングの事業でございまして、産学共同シーズイノベーション化事業とございますが、これの特色は、18 年度から始めましたが、左側の顕在化ステージのところでフィージビリティスタディ的なことを企業とやって、よく中身を練っていただいて次の本格的なマッチングファンドのほうに入っていくというプログラムになってございます。

それから、次の 13 ページに独創的シーズ展開事業というのがございますが、これは基本的には大学で

知財化した特許をどうやって事業化、企業化にもっていくかというプログラムでございます。

この中にメニューが幾つかございまして、大学発ベンチャー創出推進型ということで、大学発ベンチャーにうまくつなげていこうというもの。それから、下のほうは独創モデル型と委託開発型、ベンチャー活用型とございますが、左側のほうはビジネスプランぐらいまでもっていく、それから委託開発型のほうは企業のほうに大学のシーズの開発を委託しまして、研究開発資金を負担するというものがございます。それから、下のベンチャー活用型のところにつきましては、20年度から新しいプログラムとしまして革新創薬イノベーションプログラムというのをつくりました。といいますのも、従来のプログラムの期間とか金額だとなかなか創薬にいくような期間の長さ、それから規模にならないということで、全臨床の前ぐらいまでこれでいけるようなプログラムを立ち上げようとしているところでございます。

それから、14 ページは飛ばしていただいて、最後 16 ページでございますが、21 年度以降の施策については今いろいろ検討しているところでございますので、具体的な話はございませんが、まず 16 ページの上にございますように、各大学の自主性に任せてそれぞれの取組を支援するというのも従来のやり方でそれも 1 つのやり方でございますが、それに加えまして、今回のiPSの教訓というのもございますが、こういったものをどうやって重点的にやっていくか、そこの仕組みのところを少し考えていきたいというふうに思ってございます。

それから、経済産業省さんのほうからも多少これに似たようなことがあったと思うんですが、下のほうで大学だけじゃなくて研究開発独法でございますね、特に文部科学省の場合、理研なんかを除きますと、例えばJAXAであるとかあるいは原研であるとか、分野別に特化した研究機関はございますが、ここのスピンアウトがもっとできるんじゃないかという思いもございますので、そこのところにも手をつけたいというふうに思ってございます。

それから、ここには書いてございませんが、先ほど申し上げましたように、従来はJSTの研究開発ファンドでも、出口に近いものは何でも応援するということだったわけですが、そこのところのめりはりを分野とか、あるいは形態、そういったもので戦略的に国としてやるべきところというか、やる効果が出るところ、そういうところに投入していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

【相澤会長】ありがとうございました。

松見委員、お願いいたします。

【松見委員】ありがとうございます。大学での自由な発想に基づく学術・基礎研究を更に

強化しまして、サイエンスリンキッジ(science linkage)、基本特許の面でも日本が力をつけていくということは当然今後考えるべきだと思うのですが、本日はむしろ日本が地球的規模の課題解決において世界をリードできるように。それから、科学技術による新産業を創出できるように。また、地域イノベーションを核とする日本のイノベーションを実現できるように、産業界のリードによる産学官連携の強化を強調したいと考

えます。

そこで、我々よりも先を行く米国のやり方で、良いものは導入すべきかと考えまして、昨年 12 月に米国に出張しましたので、米国の産学官連携につき、3 点だけご報告いたします。

第1に、サイエンスは連邦政府、知の応用/産業化は州政府が各々支援するという分担がなされております。

第 2 に、州政府、大学、企業がそれぞれの役割とメリットを認識して、産学官連携を進めております。州政府は研究施設など、インフラ整備を中心に産学連携を支援し、地域イノベーション、地域経済発展を図っております。別添資料にありますように、ニューヨーク州政府は 1 つの州立大学に対しましても総額10億ドル、1,000億円強のインフラ支援を行っております。

大学でありますが、知の創造や知の提供を行いますが、産学官連携によりまして研究資金を獲得しまして、共同研究現場での人材育成、学生の雇用創出、知の事業化、社会還元などのメリットを享受いたしております。

それから、企業でありますが、事業化を勘案して産学官連携のための資金や研究員を提供する訳でありますが、連携によりまして技術が不明瞭・不確実な段階での大学の協力を得ることが出来ますし、研究施設などのインフラを利用出来ますし、また企業の研究員を大学に居住させる、すなわちコロケーション(co-location)によりまして産学官連携に参加する他の企業も含めたセミオープンイノベーションのメリットも享受いたしております。ニューヨーク州立大学オルバニー校に直接確認した結果、IBMが 1 億ドル、100 億円強の寄付を行いまして、共同研究についてはSEMATECが 4 億ドル、400 億円強、東京エレクトロンが 3 億ドル、アプライドマテリアルズが 3 億ドルの規模でそれぞれ行っております。

また、本日現在、合計ほぼ 2,000 名の有力企業研究員が同大学に居住し、コロケーションを通じて産学 関係者とのセミオープンイノベーションを進めております。

それから、UCLAにつきましても別添資料にありますが、毎年 700 万ドル、7 億円台の研究資金を企業から取得いたしまして、連邦政府、州政府からは合計で年間 10 億ドル、1,000 億円近い資金を得ております。UCLAにもIntelなど有力企業の研究員が居住し、マイクロンなど他の企業とのセミオープンイノベーションを進めております。

最後に第3点でありますが、産学連携における知財マネジメントでございます。特にスポンサードリサーチにおきましては、大学が大学の経費で特許を取得いたしまして、企業はみずからが資金提供したスポンサードリサーチの成果である特許に対してはライセンス交渉を行うファーストレフューザルライトを得るということになっております。UCLAに直接これまた確認しました結果、UCLAの特許関連経費は年間500万ドル、5億円強、一方特許関連収入は年間2,000万ドル、20億円強という大変な数字になっております。

米国での産学官連携事例につきましては以上でありますが、日本での知の創造、活用ともに企業のリ

ードにより更に強化すべき時期にきていると判断されまして、冒頭に申し上げましたように、日本が世界を リードできる分野や課題において強力に進めるべきと考えます。エコシティ、原子力、省エネ、再生医療、 気候変動などなどの重要課題に関しまして、企業のリードによる産学官連携を、拠点をつくりながら、また 国も支援しながら、強化していくべきと、こういうふうに考える次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【相澤会長】ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご意見いただきたいと思います。

秋元委員。

【秋元委員】 先ほど文部科学省のお話がありまして、実は私もこれに関係していたんですが、これはこれでよろしいかと思うんですが、この中でただ 1 つ抜けていたのが、私いつも言ってますが、敵は米国であると。アメリカに 2.4 倍ぐらい研究開発費が出てしまっている。今、松見委員のお話を聞きまして非常に安心しましたのは、やはり日本が産学官連携を推進していこうと思うときに、アメリカがどうであるか、これを日本に落としてきたとき、日本版をどうすべきかという観点が今まであまり議論されてなかったんじゃないかと思います。

もう一方、企業というのはいつも言ってるようにこれは極めてクルーでございますから、シードというか、特許の質というか、発明の質、これをやはりどうしても考えざるを得ない。いい発明であれば日本企業であろうと外国企業であろうと必ず入ってくるわけですから、先ほどの文部科学省さんのご発表で、外国企業の参加が非常に少ないというのは、これはそこにいいシードがない、件数だけに頼ってしまっているという結果だと思います。私どもが調査した結果でもそういうふうになっております。

それからもう1つは、若干似た問題ですが、契約の柔軟性が大切だと思います。先ほど松見委員のほうからは特に詳しい報告はありませんでしたが、ゴー、ノーゴーをどういうふうに判断するのか、マイルストーンあるいはステージゲート的にどういうふうに判断するのか、こういうような評価と契約の柔軟性、これを踏まえたようなやり方がやはりうまくいっているのではないかというふうに思います。

以上です。

【相澤会長】森下委員。

【森下委員】2 点ありまして。1 つは、新株予約権の話を本田委員がされているんですが、それだけではなくて、やはり大学によるベンチャーの株取得そのものをもっと進める必要があるのではないか、と思います。これはスタンフォードの例をとってみてもわかりますように、やはりライセンス収入だけで大学が知財で自立していくというのは非常に難しいところもありますので、もう少し知財の代償としての株の取得ということも積極的に進めるべきではないか。実際日本でも数例のケースはあると思うんですが、恐らくまだ一桁の単位の事例しかないんじゃないかと思いますので、もう少しこのあたりのところを積極的に行う方策というのを考えていただけないか。

これは第 2 点にもちょっと絡むんですが、先ほど松見委員がお話ししたアメリカの例もありますが、実はイギリスもかなり産学連携に関していうと非常にうまく機能しているんじゃないかと思います。

先日もオックスフォード大学の話を聞いたんですが、彼らはやはり知財に関しては知財をてこにしたベンチャーへの出資ということで、かなり大きな収入を得ておりまして、それがやはり大学に対して還元されてきているとのことです。ケンブリッジ大学もやはり同様のやり方をしています。そういう意味でアメリカ型の大型の予算ではなくてもかなり効率よくイギリスは回っておりますので、少しイギリスの事例も研究してそういうやり方も取り入れたらいかがかなと思います。特に日本の大学の独法化というのはサッチャー政権の改革をもともとは流れを受けたある意味後をフォローしているやり方ですので、本家のやり方をもう少し研究していくということも重要ではないかと思います。

【相澤会長】竹岡委員。

【竹岡委員】昨年から大学研究機関の企業との連携の深化という論点が出てきていると思います。2 つポイントがあると思います。1 つは、大学あるいは公的研究機関の非常に特殊な研究用機器を企業の、特に基礎的な、事業化段階にいかない前の段階での研究開発の使用に開放できるような制度設計をやってもいいんじゃないかと。幾つかの大学あるいは公的研究機関の中でも、例えば物質材料研究機構とかは特殊な機器を開放しているシステムがありますが、それはまだまだ特殊でございます。研究用機器を企業の研究に解放しますと、企業側の研究者が大学にかなり常駐するという事態が生まれ、交流が促進されるメリットもある。この貸し出しを実現するためにはもちろん大学自体の体制、特に秘密保持とかの体制を変えていく必要はあると思います。

2 点目ですが、先ほど松見委員のほうからスポンサードリサーチの話などアメリカの事例が紹介されましたが、スポンサードリサーチは契約条文だけを見るとかなり大学が強いものですが、それなのになぜ、企業側が非常にお金を出しているかというと、やはり中身を見ますと単純なリサーチではなく、かなり踏み込んだ開発目標とかそういうものがきっちり書かれてるのが、日本の大学あるいは公的研究機関の研究契約とアメリカの大学と企業の研究契約の違いじゃないかなと思います。そこまで具体的な開発に結びつく研究であれば、企業側は例えば知財権とかあるいはお金の問題もかなりその意味では柔軟に対応するということになると思っております。

それをするためには、やはり共同研究とか受託研究などの知財の評価の評価の仕方を、もう少し広く捉え直す必要がある。評価の対象が特許権だけなのか、特許出願しない営業秘密や開発成果が含まれるように、成果評価の仕組みを考え直すほうがいいのかなと思っております。

【相澤会長】渡部委員。

【**渡部委員**】 1 点だけ、先ほど文部科学省のプレゼンでも出てきましたけれども、大学の特許、特に産学官連携の成果については量に加え、同時に質を高めていくということが非常に重要だと思います。この考え方ですけれども、厳選をするということで減らすということだけでは当然なくて、発明開示はさらにもっ

とふやしていく、質の高い技術が開示されるような方向にもっていき、さらに質の高いものを出願し、海外 までもっていくというような考え方を産学官が協力して、必要な支援を行うということだと思います。

そのときに日本の特徴として、アメリカと比べるとともかく企業との共願の特許というのは日本の特徴でございまして、大学の発明の 6 割が共願でございます。この共願の特許というのは余り流通性がないので、これがいかにイノベーションのために役に立っているかという観点で検討していく必要があるかと思います。以上です。

【相澤会長】本田委員。

【本田委員】今、質の高さというところが出たかと思うんですが、質をどう考えるかということなんですが。 質が低いわけではないと思うんですね、大学の研究自体が。何がやはり、どこを上げていかなくちゃいけないかといいますと、やはりそのコンセプトをいかに実証していくか、そこの厚みをもう少し増していかなければならないと思うんですね。

松見委員からの資料の 2 ページで州政府の役割として、アーリーステージの資金サポートというのが、 実際今大学で何が必要かというと、ここの部分なんじゃないかなというふうに考えております。例えば文部 科学省さんの資料とかですと、共同研究のベースに入ったものに関してはかなり手厚い助成があったりは するんですけれども、企業が興味を持つその手前のところでもう少し資金であったり例えばポスドクであっ たりというような、研究の実証をより深めていくような体制を整えていくことによって、IPSのポストであったり 次のそういう大型プロジェクトにつながるようなシーズがどんどん顕在化してくるんだと思うんですね。今は ちょっとそういうものが実際には見えない状態になっているということで、そこをいかにあぶりだしていくかと いいますか、それのための施策というのが必要ではないかというふうに現場では感じております。

【相澤会長】岡田委員。

【岡田委員】 先ほど先端的な研究のところでもご意見が出ましたけれども、今後先端的な研究を国際的な強調の中で行うのはますます強い権利をしっかりとっていくのが必要だという荒井委員のご意見に私は 賛成します。

その場合ですけれども、特に大学の場合に、権利範囲を広くとろうとかあるいは上流分野でいかに権利をとっていくのかという意識がどうも欠けているようです。特に知的財産関係者にいろいろヒアリングを行ったところによりますと、発明の内容がよくても、例えば構成要件を幾つもひっつけて、かなり特定化したものとして権利をとって、とにかく特許庁の審査を通りやすくすることをねらったり、それを後々使うことも視野に入れずに、ただ違う目的のために権利をとっていくということが、かなり大学の側にあって姿勢が強いようです。

「企業のリードによる産学」というと、常に何か大学の研究者の意識を変えることばかりに注意がいきがちですけれども、発明内容を所与とした場合、知的財産としていかに後々使えるものとして、上流の段階でも権利をとっていくのか、いかに権利範囲を広くとっていくのか、という意識が今後必要になるのではない

かと思います。

【相澤会長】横山委員。

【横山委員】 先ほど米国における非常に活発な産学連携の状況をご紹介いただいたんですけれども、 全く正しい認識で、一方日本ではやはりそこまでの踏み込んだ企業からのアプローチというのはなかなか しにくい状況があるというふうに思います。

先ほど竹岡委員からもご指摘があった、旧国立の研究所にしろ大学にしろ、現状では設備的に非常にすばらしい特殊な機器があったり、ある意味で研究開発の魅力というのが出てきているわけなんですが。 一方それを企業が使うという段になって、それでは費用負担をどうするのかということを議論しだすと、突然議論がデッドロックに上がってしまうと。

具体例で申しますと、文部科学省でも幾つかの施策の中で先端的な機器を企業に利用してもらうという プログラムが動いておりますけれども、それを課金という言い方で申し上げれば、企業サイドとしてはその 適正な課金というものを払う準備は十分あるんですが、むしろ受け取る側の体制ができ上がっていない。 これは具体的にいいますと、いわゆる収益事業に相当するというような疑いが持たれるようなものについ てそれをできるだけ避けようという組織設計になっているということで。

例えばその施設を貸与するという形でやりますと、交付金的にいいますと、目的積立金というような項目になって、結果的には実際に企業と共同研究をしているところにダイレクトにその資金が回っていかないというような形になっておりまして。なかなか本来アメリカでやられているような企業と大学あるいは研究機関がその場を共有して、実際にその資金を使ってより大きなものを生み出していくというときの資金の循環のような、非常にスムーズな流れができにくい状態になっているというふうに思います。

ですので、そういう資金をしっかり受け取ることができて、構造的には間接経費をしっかり知財にも回してほしいと前回申し上げたのと近いものがございますけれども、やはり企業として自分が出した資金が自分がまさにかかわっている研究に戻ってくると、これは当然のことなんですが、それが実現していないというのは非常に大きな足かせになっているというふうに感じております。

【相澤会長】論点3についていろいろと意見を伺いました。もう1つ論点がございまして、その他とまとめられております。これについては事務局からまず簡単に説明をしていただき、その後でご意見を伺いたいと思います。それでは、簡潔にお願いします。

【事務局】時間も迫っておりますので、簡単に説明いたします。9 ページをごらんください。まず、人材育成に関してです。井上委員から知財教育の場でカリキュラム等いろいろ工夫をしてやっていただきたいということで3点ほどいただいております。

それから、次に知財情報の活用ということで、荒井委員のほうから特許マップの活用ということをいただいております。その後、岡田委員からも同様の意見をいただいております。

あと荒井委員からは、特許情報と科学技術情報のシステム統合の普及、それからあとIPDLの充実、普

及ということも知財情報の活用でいただいております。

それから、渡部委員のほうからは、文献情報の自動検索について。それから、野間口委員のほうからは、 国の知財関係のアクティビティーがネットワーク上で連携できるということをご希望いただいております。

あと地域の関係は、松見委員のほうからは、大学研究施設の充実とか共有というところ。それから、山本 委員のほうからは、地域の中小企業と大学教育の活用というところをいただいております。

それから最後になりますけれども、先ほどもご意見いただいていますけれども、特許の質、共願、これらについての議論というのが必要ではないかということを渡部委員のほうからいただいております。 以上でございます。

【相澤会長】 ただいまの部分はいろいろなことのまとめのところからちょっと外れたところといいましょうか、 それでその他事項という形にまとめてあります。 ですから、この内容でも結構でございますが、今までのこと、あるいは全体についてご意見ございましたらお願いいたします。

先ほどございましたね、どうぞ、山本委員。

【山本委員】先ほど先端技術のところで野間口委員からお話ありました国際標準化活動についてです。 経済産業省からISO、IEC等についての説明があり、また総務省ではITUが関係すると思います。しか し、最近はこのような正規の国際標準化機関でない機関でデファクトスタンダードの規格が決められ、そ の規格が実際に国際規格として国際的に利用され、後から国際標準化機関が追認するという実態が生じ ています。この中で最も有力な標準化機関がIEEEというアメリカの電気系学会です。この学会は最近、 標準化活動を非常に積極的に推進するようになり、ここでの標準化活動の成果が正規の国際標準化機 関であるITU等よりも早くまた利用しやすい内容であるため、その結果がすぐに商品やサービスとして利 用されるようになって来ました。このためこの標準化の結果をITUが後で標準化せざるを得なくなるとい う現象が生じています。このため国としての国際標準化活動の支援は、国際標準化機関だけを対象と するのではなく、実際に標準化を決めるその他の機関も重視して対象にすべきであると思います。これま では政府はこのようなデファクトスタンダードの機関を余り重視しないという傾向がありました。話しました IEEE は猛烈な競争的標準化活動を行い、1 つだけの標準化規格を決定します。このような厳しい標準化 活動にも政府として関与することが必要ではないかと思っています。

【相澤会長】竹岡委員。

【竹岡委員】 先ほどの西山委員の御意見への賛成意見です。全体的な政府の政策の中で、食品衛生法とかあるいは景品表示法、広告規制の問題がありまして。消費者保護の観点から、食品の分野でどんどん成分開示を強制されると。それから、広告規制も機能をうたうということに対してはネガティブで、弁護士としてはとにかく「リスク管理」ばっかりを言わなければならないし、そうでありながら成分情報の開示もしなければいけない、それでありながら機能性食品の用途という、肝心のところは特許で保護されない。

こういう状況ですと、食品業界でそういう先端的な開発をどんどんやっていこうという人の士気を下げて

いるんじゃないかと。消費者保護行政が悪いと言うわけじゃないんですね、全体のバランスをとる必要が あるのではないか、ということです。消費者保護行政が強くなるのはいいと思いますが、それとバランスを とった形で知財のほうも強くしてあげて、どんどん前にいけるようにしてほしいなと思います。

【相澤会長】秋元委員。

【秋元委員】この5.のその他のところですが、これは前も言ったんですが、ぜひ書いていただきたいのは、(1)の人材育成に確保を入れてほしい。ここに書いてあることについては全然反対するわけじゃなくて、むしろこういうことをやって人材を育成しなければいけないんですが。例えば企業がM&Aをやっても、一番大事なのは優秀な人材のリテンションなわけです。これがない限りうまくいかないので、こういう優れた国際的に通用するような人材がすべて海外の特許事務所、海外の企業にいってしまったら、日本は何をやっているのかわからない。むしろそういう人達たちをリテンションできるような社会システムを産学官で考える必要がある。場合によってはアメリカ、ヨーロッパ、アジアから優秀な人達が日本に来るようなそういう人材の確保ということまで含めてぜひ日本として考えていただきたいというふうに思います。確保を入れてほしいということです。

【相澤会長】野間口委員。

【野間口委員】先ほどの山本委員の意見に関係するのですが、IEEEの話が出ましたけれども、私は恐らくこのメンバーの中では一番国際標準の範囲を広くわかっていると思うのですけれども、いわゆる標準機関には、デジュール標準機関とか地域標準機関、フォーラム標準機関などいろいろあります。数え切れないぐらいあると思うのです。それはある程度私もカバーしているつもりなのです。例えば医療の分野とか土木とか建設とかそういうところでも環境などが入ってくると、いろいろまたこれから知財の面でも重要になってくると思うのですが、日本としてカバーすべき国際標準あるいは規格といいますか規約が、どの範囲でどれだけあるのかというのはぜひ一度知財戦略本部あたりでまとめていただいて教えていただくとありがたいと思うのです。ぜひお願いしたいと思います。

それから、10 ページのところで私が国の知財関係のアクティビィティー云々と言ったことに対して農林水産省さんのコメントをつけていただいていますけれども、省庁の中でこういうふうに連携とっていただくというのは大変結構なことと思います。例えば各地の経産局が開いておられます知財ホームページ、これはすばらしいものがあります。前回の農林水産省さんも、各地域の農業研究センターで知財ホームページを開いてサポートしているようですし、総務省関係でも各地域の、昔で言えば自治省の各地域の窓口ですね、そこでも知財ホームページが開かれサポートしています。今知財に関しては2002年以来充実したサポートができる体制になっておりますけれども、横の連携がとられてないのではないかと思います。産業界というか、地域の大学とか企業の立場でそこにアクセスしますと、それは経済産業省の話であろうと食品であろうと知財トータルの知識が欲しいわけですね。だから、省庁間の壁が感じられるようなシステムでは宝の持ち腐れになると思いますので、せめて横のリンクが知財関係で張られているような形になると、そ

れに特許庁さんが後ろでつながっているとなると、非常にいい網の目になるのではないかと思いますので、 ぜひ一考お願いしたいと思います。

【相澤会長】本田委員。

【本田委員】11 ページの(4)のその他の○でいくと 2 つ目の点なんですけれども。これ特に申し上げるというよりも実感的、現場、どのぐらいのパワーがかかっているかというところでご紹介させていただきたいんですけれども。企業との共同出願というのは、共同発明ですね、大体大学の発明届のうちの、大学ごとに違うとは思うんですけれども、半分近いような割合になっております。出願自体も全体の 6 割に近いというような、そのぐらいの数になっております。実際に発明について大学が承継するかしないかというところの検討は一律全部やっておりますので、実のところ企業との共同出願に割いている、産学連携の活動の中で割いている時間というのは今かなりの部分になってきております。

ですので、そこを依然としてパワーかけてやっていくのか、そこは何かやり方、別のシステムが考えられるのか。その時間をさらに技術移転、積極的にマーケティングするような時間に割いていくべきなのかというのはやはり国として少し検討していただいたほうがいいように。大体そういう数字があがってきているように思いますので、検討していただくようなタイミングになっているかもしれないというところで、ご紹介させていただきたいと思います。

【相澤会長】そのほかいかがでしょうか。渡部委員。

【渡部委員】 人材育成について 1 点だけ。日本人だけではなくて、アジアの技術系人材に日本で知 財のことを勉強していただいて、日本の企業や産業のために活躍していただける人、これはどう考えても 必要なので、そういう育成をやりたいと思ってますし、かかわっているんですが。2 点問題がございます。

現地での告知が大変です。これは国益等の対立が若干ありますので、そういう意味で少し支援がいるというか、工夫がいります。それから 2 点目は、意外に企業の方に使っていただくときになかなかそういう方を使っていただけるような状態にない。カルチャーとかいろいろなものがあるようです。その点は議論してうまくいくようにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【相澤会長】それでは、よろしいでしょうか。

短時間ではございましたけれども、たくさんの意見いただきました。それでもまだということがあるかと思います。そういう場合には前回と同じように書面で事務局のほうにお寄せいただければというふうに思います。

本日いろいろなご指摘ございましたが、整理の段階で基本的なところで私が大変重要だと思った点は、 一番初めのグローバル化のところの野間口委員のご指摘になったところであります。結局こういうようなと ころにいつもグローバル化とかあるいは国際化という言葉が並列して出てくるんですけれども、国際化とい う話をしているときには往々にして国と国とのまさしくきわを中心にして、とにかく日本に何か持ってこなき ゃいけない持ってこなきゃいけないというようなことが強く叫ばれるわけでありますが。その意味で競争力 も国際競争力という表現をとっているわけですね。しかしながら、その競争力というのはただ単にほかの国を競り勝ってのし上がっていくというこういう構図はもうあり得ないと。ですから、そこのところには仲間づくりだとか連携という言葉があったり協調という言葉があったりということで、本当にグローバルなスケールでことを進めていかなければいけないんだということなので。この辺のところについては少し整理ある形で表現をまとめておく必要があるのではないかなというふうに思いました。

そのことと非常に関連してくるんですが、先ほどの分野間の問題、省と省との問題、地域と地域の問題、 ここの今度は連携というような言葉で表現されていること。これはやはり日本の風土というのか多様性を活 用していくというところが非常に乏しい。そういうようなことがあるために、その多様性を活用する、これは人 材の活用においてもそうなんですけれども、そこのところが非常に弱い。これを何とか乗り越えないと、せ っかくのこれだけの知的ストック等々があるところを大いに発展させていかれないのではないかということ で。この辺も重要なポイントかなというふうに感じました。

それから、環境エネルギー問題に関しては、やはりここのところで知財の問題にしてもそのほかの問題にしても、国際的な視点あるいはグローバルな視点から考えて、国際貢献という考え方、これが特に必要ではないかということで。現在総合科学技術会議が今年度非常に強く押し出している 1 つの柱に、科学技術外交というのがあります。この科学技術外交の当面の重点は、環境エネルギー問題への対応です。その中で先ほど来出ておりましたODAの予算を何とかして環境エネルギー問題等に貢献できるような形で、今までとは違った形で予算を活用していく。それは今まではダムだとか建物とかそういうことへの支援というのが非常に強いわけですけれども、技術移転とか、それから今強く押し出しておりますのは、国際的環境リーダーという形で、特にアジア、アフリカの人材を育成するというようなプログラムを出しておるわけです。そんなようなことが直接知財という問題ではないかもしれませんけれども、非常に重要な観点ではないかなというふうに思います。

こんなようなことが今回整理されたところで、さらにもう少し強調されるべきかなというふうに感じました。 それでは、先ほど申しましたように、さらにご意見ございましたらばぜひお寄せください。ただ、まとめる 作業の関係がありますので、事務局としては、スケジュール的にはどのような感じになりますか。

【事務局】できれば1週間後、2月28日木曜日までに出していただければ幸いでございます。

【相澤会長】それでは、そのようなスケジュールでお願い申し上げます。次回には本日の議論と、これからいただくご意見も加えて、知的財産戦略についての案をまとめて、それを議論していただくという形にさせていただきます。

それでは、次回の予定は、3月24日、月曜日になりますが、15時から17時までということでございます。 場所は、この建物の、階が違いますが、2階共用第3特別会議室というところであります。

それから、本日の会議のために出された資料でございますが、公開の取扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

本日は 2 時間という大変長い時間でございましたが、これで会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。